

(農工商等連携事業計画の認定件数は、76件)

- 農工商連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の東北における認定件数は、令和元(2019)年度末時点で、前年度末に比べて2件増加し、76件となりました。このうち農畜産物関係が64件と最も多くなっています(図表2-27)。
- 同事業計画で活用される農林水産資源をみると、野菜が23.7%と最も高く、次いで、米の18.4%、水産物の14.5%の順になっており、これら3品目で56.6%を占めています(図表2-28)。
- 認定された事業計画をみると、新規用途開拓が59.2%ともっとも高く、次いで、付加価値向上の21.1%、未利用品の有効活用の9.2%の順になっています(図表2-29)。

※「農工商等連携事業計画」とは

地域の資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発提供、販路の拡大などを行う事業に関する計画

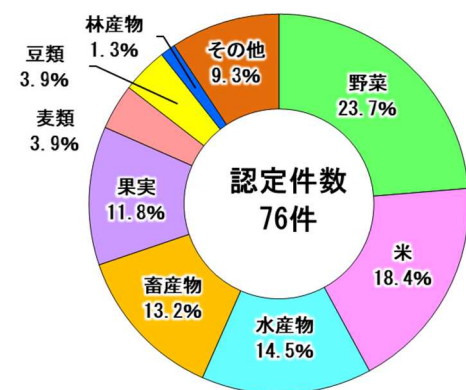
図表 2-27 連携事業計画の認定件数(令和元(2019)年度末時点)

(単位:件)

区分	連携事業計画の認定件数	うち		
		農畜産物関係	林産物関係	水産物関係
青森県	14	13		1
岩手県	7	6		1
宮城県	13	11		2
秋田県	11	9		2
山形県	17	12	1	4
福島県	14	13		1
東北	76	64	1	11
全国(参考)	811	652	47	112

図表 2-28 連携事業計画で活用される農林水産資源(令和元(2019)年度)

図表 2-29 連携事業計画に認定された事業内容の割合(令和元(2019)年度)



(単位:%)

事業内容	東北	全国(参考)
未利用品の有効活用	9.2	14.7
付加価値向上	21.1	6.2
新たな作目	6.6	23.9
新規用途開拓	59.2	45.7
IT	2.6	6.4
観光	0.0	2.0
輸出	1.3	1.1

資料:東北農政局調べ  
注:認定件数は令和2(2020)年3月末現在の累計値

資料:東北農政局調べ

図表 2-30 令和元(2019)年度6次産業化・地産地消法認定事業計画認定事業者

県名	市町村名	認定事業者名	事業名	新商品等
山形県	山形市	株式会社ベルウッドヴィンヤード	独自改良したキャノピーマネジメントによる高品質ぶどうを原料としたワイン製造・販売事業	ワイン
福島県	郡山市	ベリーズパーク郡山城 清里仲	ブルーベリーを中心としたベリー類摘み取り農園と加工品の開発・販売事業	ベリー類摘み取り農園 ベリーソースのスイーツ
岩手県	大船渡市	社会福祉法人 大洋会	高設養液栽培によるいちごの生産・販売、観光農園の運営による農福連携型事業	いちご観光農園
宮城県	涌谷町	佐藤園芸 佐藤 光一	青パイアヤを活用した漬物と味噌、葉を活用したパイアヤ茶の加工・販売事業	青パイアヤの漬物、味噌パイアヤ茶
秋田県	秋田市	有限会社 まこと農産	健康志向の消費者向けの新商品キクイモを原料とした「燻り麦酒（ビール）漬け」の開発・販売	キクイモの燻りビール漬け
山形県	尾花沢市	株式会社 サクセス・トレード	健康志向食品として人気が高まる「えごま」を有効活用した新商品開発と販路拡大	えごま茶 えごまドレッシング、えごまパスタ
青森県	中泊町	株式会社奥津軽アグリ	野菜作の一部をにんにくに転換し、農福連携の取り組みによるにんにく加工品製造・販売事業	むきにんにく（一次加工品）
秋田県	潟上市	秋田グリーンサムファーム株式会社	自社生産したブドウの観光農園とレーズン、ゼリー等の加工品製造・販売事業	観光農園 レーズン、ジャム、ゼリー、ブドウソフト

図表 2-31 令和元(2019)年度農商工等連携促進法認定事業計画認定事業者

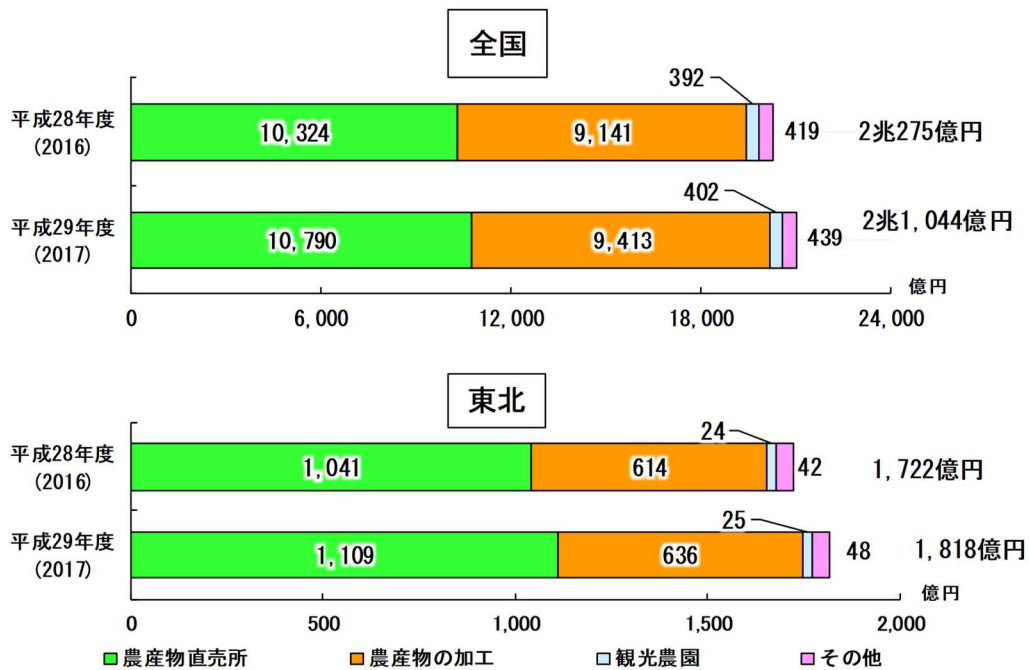
県名	市町村名	認定事業者名	事業名	新商品等
岩手県	大船渡市	(中小企業) 有限会社三陸とれたて市場	スマート漁業とCAS冷凍・独自パック技術の融合による業務用個食お造りパック等の開発販売	業務用個食お造りパック
	大船渡市	(農林漁業) 三陸漁業生産組合		
青森県	むつ市	(中小企業) 自然食ねっと株式会社	有機JAS認証農産物を使用した安全安心で美味しさを追求した加工品（カットサラダ、ピクルス、温野菜セット等）の開発、販路開拓及びブランド構築	有機JAS認証農産物を使用したカットサラダ、ピクルス、温野菜セット等
	むつ市	(農林漁業) N F 青森協同組合		

資料：東北農政局作成

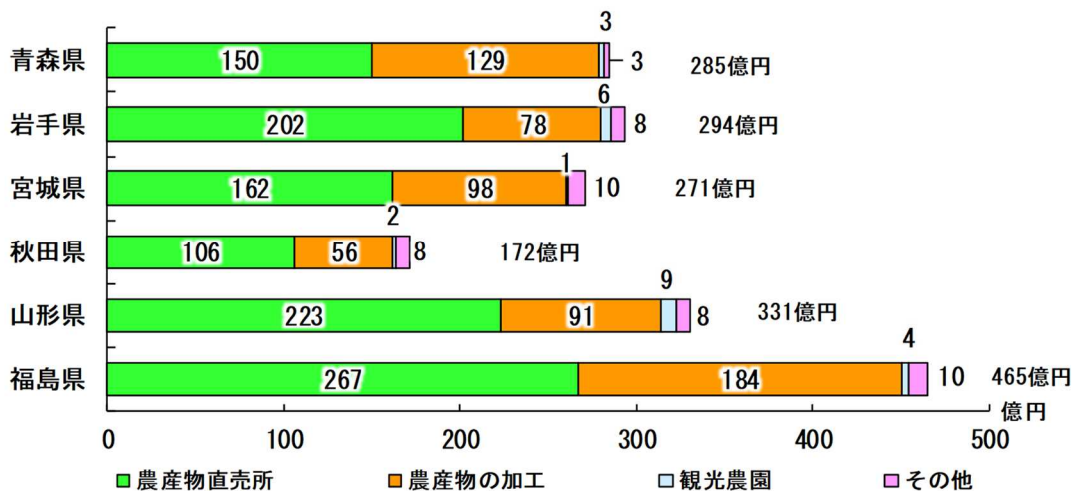
(6次産業化における農業生産関連事業の年間総販売金額は福島県が東北1位)

- 平成29(2017)年度の農業生産関連事業の年間総販売金額は、全国では4%増加し2兆1,044億円、東北では6%増加し1,818億円となっています(図表2-32)。
- 県別にみると、農産物直売所と農産物の加工が多い福島県が最も大きく(465億円)、次いで山形県(331億円)、岩手県(294億円)の順となっています(図表2-33)。

図表 2-32 農業生産関連事業の年間総販売金額 (全国・東北)



図表 2-33 農業生産関連事業の年間総販売金額 (県別、平成29(2017)年度)



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

- 注：1) データごとに四捨五入しているため、東北の値と各県の値の合計値が一致しない場合がある。
- 2) 「その他」は、農家民宿及び農家レストランの合計値である。

## (2) 地産地消の取組の推進

## (190 市町村が地産地消促進計画を策定)

- 6次産業化・地産地消法に基づく地産地消促進計画は、平成31(2019)年3月末現在、県段階は東北の全県で策定され、市町村段階では、前年3月末と比べて5市町村増加し190市町村で策定されています（東北全体の市町村の83.7%）（図表2-34）。
- 計画を策定した市町村では、農産物直売所等が町内の旅館、飲食店に町内産農産物を供給するシステムを構築し、消費の拡大を図る取り組みや、学校給食において、地元の郷土料理など地元産食材の積極的な使用、地元産農産物を活用した加工品への活用などの取組が進められています。
- なお、未策定の37市町村の状況等を聴取したところ、作成中5、検討中16、震災の復興優先・営農再開のため策定遅れ9、未定が7となっています。

図表 2-34 東北の地産地消促進計画の策定数（平成31(2019)年3月末現在）

区分	県段階	市町村段階		
		策定数	市町村数	策定率(%)
青森県	策定済	30	40	75.0
岩手県	策定済	28	33	84.8
宮城県	策定済	32	35	91.4
秋田県	策定済	24	25	96.0
山形県	策定済	33	35	94.3
福島県	策定済	43	59	72.9
計		190	227	83.7

資料：東北農政局調べ

注：策定数は平成31(2019)年3月末現在の累計値

## (3) 地理的表示（G I）保護制度の登録状況

## (地理的表示保護制度に22 産品が登録)

- 東北における地理的表示（G I）保護制度の登録産品数は、平成 27(2015)年に第1号として「あおりカシス」が登録されて以降、令和 2(2020)年3月末までで22 産品となっており、全国の登録総数 93 産品の 24%を占めています。
- G I 登録により、模倣品が排除されるほか、産品の認知度向上による取引の増加などG I 登録をきっかけとした副次的効果も現れています（図表 2-35）。
- 県別に登録状況を見ると、平成 30(2018)年 12 月に浄法寺漆が登録された岩手県、令和 2(2020)年3月に大鰐温泉もやし登録された青森県、大竹いちじくが登録された秋田県が5 産品、次いで平成 31(2019)年3月に小笹うるいが登録された山形県が4 産品、平成 30(2018)年8月に岩出山凍り豆腐が登録された宮城県が2 産品、平成 30(2018)年8月に南郷トマトが登録された福島県が1 産品となっています（図表 2-36）。

※「地理的表示（G I）保護制度」とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度（平成 27(2015)年6月1日施行）

図表 2-35 東北地域の地理的表示（G I）登録の効果

取引の  
増加

## ○ひばり野オクラ（秋田県）

G I を活用した販売キャンペーンやメディアで取り上げられたこともあり、2019 年度販売額が目標額 5,000 万円に対して、過去5 年間で2 番目の約 5,280 万円を達成



## ○みやぎサーモン（宮城県）

G I 登録によりバイヤーが興味を示した結果、2019 年より米国への輸出を開始（初年度 30t）  
今後、更に輸出量を拡大する見通し



資料：東北農政局作成(令和 2(2020)年3月末時点)

図表 2-36 地理的表示(GI)保護制度の登録数(県別、令和2(2020)年3月末現在)



資料：東北農政局作成

注：1) [ ] 数字は登録番号

2) 令和2(2020)年3月末現在の登録産品

(4) 農林水産物・食品の輸出促進

(農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組)

- 平成 30(2018)年から取組を開始したGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）には、令和元年度末時点で東北管内の 235 事業者（全国 2,801 事業者）が登録しており、その中から輸出訪問診断を希望する 26 事業者に対し、経済産業局、ジェトロ等と連携して輸出拡大に繋げるための意見交換を行いました（図表 2-37）。
- 令和元(2019)年9月は、GFP登録事業者が輸出先国としての希望が多い香港輸出を展開するための留意事項や香港情勢などに関する勉強会を開催しました。また令和2(2020)年2月には、「令和元年度東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰」並びに「農林水産物・食品輸出促進法の施行に関する説明会」を開催し、表彰式では、受賞された事業者から輸出取組事例を紹介いただきました（図表 2-38）。
- 令和2(2020)年1月には、福島県福島市においてGFP登録者間の交流を目的に「GFP超会議 2020 in 東北」を開催しました。ワークショップの開催、産学官連携トークセッションや交流会等には約 100 名の参加があり、トークセッションやプレゼンテーションの様子はニコニコ動画を通じ生中継で配信しました。GFPでは、引き続きGFP登録事業者の交流イベントや輸出関連情報の提供を行っていきます（図表 2-38）。

図表 2-37 GFP輸出訪問診断の様子



ほたて加工施設見学（青森）

トマト生産施設見学（岩手）

輸出に関する意見交換（宮城）

精米加工施設見学（秋田）



酒蔵見学（山形）



ももの園地見学（福島）

**GFP** 農林水産物・食品輸出プロジェクト

GFP（ジー・エフ・ピー）とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称。ロゴは、古典柄である「青海波」の中に、富士山と日の丸が描かれており、日本の誇る農林水産物が広く海外へと輸出されていく様を表現しています。

図表 2-38 東北農政局長賞（左端）、GFP超会議の様子（右側3つ）



表彰された受賞者（中央3名）



超会議の会場の様子



ワークショップでは真剣な議論が交わされた



参加者から提供された食材を利用した交流会メニュー

